

「新型コロナウイルスに関する生活困りごと相談会」（電話相談）

開催のご報告

相談事業部部長 三角悦久

令和2年年始頃から感染拡大していた新型コロナウイルスは、日本国内でも感染が広がり、同年4月7日に7都道府県になされた緊急事態宣言は、同月16日には鹿児島県を含む全国に拡大しました。

緊急事態宣言を受け、当会の司法書士総合相談センターは、4月13日より面談方式の相談会を中止、同月17日からは、電話方式も含む全ての相談会を中止しました。

（編集部注：6月8日より順次再開、その後7月11日より再度中止）

新型コロナウイルス感染拡大による営業自粛や急速な景気悪化に伴い、休業に伴う給与が支払われないなどの各種労働問題、住宅ローンや家賃が支払えないなどの債務問題、旅行や結婚式などのイベントの中止による返金などの消費者問題等多くの問題の発生が予想されました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、司法書士会を含む多くの相談窓口が稼働出来ていない状況であったことから、令和2年5月30日（土）に、「新型コロナウイルスに関する生活困りごと相談会」と題して電話相談会を開催致しました。

相談会当日は、5名の相談員に協力いただき、午前10時から午後4時まで電話にて相談を受け付け、以下の計5件の相談がありました。

- (1) 知人同士で計画した旅行がコロナウイルスの影響で行けなかったが、その代金のキャンセルについて
- (2) 勤務先が休業しており出勤していないが、休業手当が支払われない。
- (3) 隣地との境界トラブル
- (4) カードローン等の債務整理
- (5) 墓石を注文したが、コロナウイルスの関係で納期が遅くなり、また納品された品物の品質が注文と違った。

相談会開催決定から実施まで約2週間の準備期間しかありませんでしたので、十分な広報を行うことが出来ませんでした。複数の新聞に相談会の記事が掲載されるなど、社会的に関心が高いことが窺われました。

鹿児島でもクラスターと言われる感染者集団が発生するなど、まだまだ新型コロナウイルスの終息には至っておらず、景気の悪化等により、生活に困窮する市民が増加することが予想されます。昨年司法書士法が改正され、我々司法書士にとって、国民の権利を擁護することが使命である旨が明記されました。相談窓口を開設し、市民の方々から寄せられる様々な相談を受け止めることは、その使命を果たすことでもあると考えます。総合相談センターでは、コロナウイルスに関連した相談を受け付けていますので、相談員のご協力よろしくお願い申し上げます。

司法書士による
新型コロナウイルスに関する
生活困りごと無料相談会

日時 5月30日(土)

10時～16時

 **099-258-5025**

(当日のみの電話番号です)

鹿児島県司法書士会では、「新型コロナウイルスに関する生活困りごと無料相談会」を下記の日程で開催します。新型コロナウイルスの影響で生じた困りごとについて、無料でご相談をお受けします。

例えば

- 収入が減り、家賃・借金(ローン)が払えない
- 会社から無給での休業命令がなされた
- 結婚式や旅行をキャンセルしたら多額の違約金を請求された
- アルバイトがなくなり、奨学金の返済が大変 etc

お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会 099-256-0335

(平日9時～17時まで)